

無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年四月十四日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問主意書

一、「第九九矯正統計年報Ⅰ」平成九年によると、受刑中の無期刑囚は、九三八人であり、出所者（仮出獄者を含む。）の平均受刑在所期間は約二五八月（約二一年六月）であると報告されている。

しかし、右統計では、現在、刑を執行中の無期刑囚の執行期間を知ることができない。聞知するところによると服役開始後すでに四十五年を超える無期刑囚がいるとのことである。

あまりにも長期間に及ぶ服役については、無期刑囚の心身に様々な悪影響を生ぜしめているおそれがあり、また、仮出獄等の権利救済手段の保障状況も懸念される。

右観点から、以下の点について質問する。

（一）平成十一年四月一日現在、無期刑囚で受刑開始後、二十五年以上三十年未満の者、三十年以上三十五年未満の者、三十五年以上四十年未満の者、四十年以上四十五年未満の者及び四十五年以上五十年未満の者、五十年以上五十五年未満の者及び五十五年未満の者の人数及び収容施設名を明らかにされたい。

（二）さらにそれぞれにつき、昼夜間独居拘禁されている者の数及び右独居拘禁継続の期間を明らかにされたい。

(三) また、拘禁反応等心身に異常があり、治療を受けている者の数及び収容施設名を明らかにされた
い。

二、受刑者の施設に対する不満の中には、医療体制が不十分で十分な診療も治療も受けられないという訴えが多い。

受刑者は自ら任意に医療機関に受診に出向くことはできないので、施設内において、健康を維持し、病気を治療するための医療体制が用意されなくてはならないものと考ええる。

右観点から、以下の点について質問する。

(一) 平成十一年四月一日現在、国内の各刑務所ごとに、

1 医師である医官がいるか否か、いる場合は人数及びその専門診療科目

2 嘱託医、外部委託医師がいる場合は、その人数、各専門診療科目及び執務体制（執務曜日、執務時間等）について明らかにされたい。

(二) 歯科領域において、虫歯の治療、入れ歯の調整が十分なされていないと言われているが、

1 歯科治療の体制（各施設ごとの歯科医の配置、人数、歯科治療設備の設置有無等）

2 治療の実際、すなわちどのような訴えまたは症状がある場合に、どのような治療（入れ歯・差し歯の調整は可能か、保存的治療にとどまるか、費用の負担はどうなっているのか等）がなされているか

を明らかにされたい。

（三） 眼科領域において、受刑中に眼鏡の使用が必要となった場合または使用していた眼鏡が遠視・近視・老眼等の進行により再調整が必要となった場合の実情の把握（例えば視力検査等）・対処（眼鏡調整）の方法及び費用負担の実際を明らかにされたい。

右質問する。